関西電力株式会社 高浜発電所 平成29年度(第2回)保安検査報告書

平成29年11月 原子力規制委員会

目 次

1.	実施概要	. 1
	(1)保安検査実施期間	
	(2)保安検査実施者	
2.	高浜発電所の設備及び運転概要	. 1
3.	保安検査内容	. 2
4.	保安検査結果	. 2
	(1)総合評価	. 2
	(2)検査結果	4
	(3)違反事項	. 8
5.	特記事項	. (

1. 実施概要

(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年8月28日(月)

至 平成29年9月 8日(金)

(2)保安検査実施者

山西 忠敏

島田 浩一

奥本 昭治

深沢 幸久

浅野 博之

長澤 弘忠

實松 浩二

横山 知則

原子力規制部 実用炉監視部門

末神 茂基

坂本 浩志

地域原子力規制総括調整官(福井担当)

西村 正美

2. 高浜発電所の設備及び運転概要

号 機	出力(万 kW)	運転開始年月	前四半期から現在までの運転状況
			運転期間
		昭和49年11月	(-)
1号機	82. 6		停止期間
			(平成23年1月10日~)
			施設定期検査期間
			(平成23年1月10日~)
			運転期間
			(-)
2 号 機	82. 6	昭和50年11月	停止期間
			(平成23年11月25日~)
			施設定期検査期間
			(平成23年11月25日~)
			運転期間
			(平成29年7月4日 ~)
3号機	87. 0	昭和60年1月	停止期間
			(平成28年3月10日~平成29年7月4日)
			施設定期検査期間
			(平成28年12月9日~平成29年7月4日)

			運転期間
			(平成29年6月16日~)
4号機	87. 0	昭和60年6月	停止期間
			(平成23年7月21日~平成29年6月16日)
			施設定期検査期間
			(平成23年7月21日~平成29年6月16日)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、 保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用 原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

- (1)基本検査項目(下線は、保安検査実施方針に基づく検査項目)
 - ① 予防処置の実施状況
 - ② 区域管理の実施状況
 - ③ 外部放射線に係る線量当量率の測定の実施状況
 - ④ 保安教育の実施状況
 - ⑤ 現場工事管理の実施状況(抜き打ち検査)

(2)追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の保安検査においては、「予防処置の実施状況」「区域管理の実施状況」「外部放射線に係る線量当量率の測定の実施状況」「保安教育の実施状況」及び「現場工事管理の実施状況(抜き打ち検査)」の5項目を検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「予防処置の実施状況」については、他発電所で発生した不適合事象等に係る予防処置について、社内標準等に従い、予防処置に関する情報の収集、水平展開及び対策検討等の要否判断、必要な処置の実施、とった処置の結果の記録及びとった予防処置の有効性のレビュー等の仕組みが定められていることを確認した。

平成28年度第 1 回保安検査確認以降の予防処置活動については、社内標準に規定された業務フローに従い、実施されていることを確認した。また、事故報告事例及び保安規定違反(監視含む。)事例に対する予防処置の実施状況についても併せて確認した。

「区域管理の実施状況」については、保安規定第105条から109条に定める区域管理状況について、社内標準等に基づき適切に実施されていることを確認した。特に、現在「1・2号機格納容器上部 遮蔽設置工事」において、外周コンクリート壁の切断・撤去作業を実施中であり、切断された外周コンクリートは一部放射化されており、工事現場を一時的な管理区域に設定していることから、当該工事の

区域管理が、社内標準等に基づき適切に実施されていることを確認した。

「外部放射線に係る線量当量率の測定の実施状況」については、第114条外部放射線に係る線量当量率等の測定について、保安規定に定める測定項目及び測定頻度を遵守するための手順を社内標準に定め、管理区域内の外部放射線に係る線量当量率、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度が定められた頻度で測定、記録されていることを確認した。第115条放射線計測器類の管理については、外部放射線に係る線量当量率、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度の測定に使用する機器の点検頻度等を社内標準に定め、その点検が適切に実施されていることを確認した。

「保安教育の実施状況」については、保安規定第131条に基づく所員への保安教育及び保安規定第132条に基づく請負会社従業員への保安教育について、平成28年度の教育活動結果及び評価結果から抽出された課題等を踏まえて、平成29年度の教育実施計画が策定され、計画に従い適切に実施されていることを確認した。

また、所員への保安教育に係る具体的な教育内容が社内標準等に定めた頻度で見直されていること、請負会社従業員への保安教育について、発電用原子炉設置者(以下「設置者」という。)が教育現場に立会い、実施状況を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行っていることを確認した。

「現場工事管理の実施状況」については、高浜1、2号機で実施している「1・2号機格納容器上部 遮蔽設置工事のうち建物工事」等の施工管理及び安全管理が、調達要求事項に従い「作業計画書」「施工要領書」「安全衛生管理計画書」等が作成され、請負会社とのコミュニケーションを図りながら検討、承認されていることを確認した。また、2号機クレーンジブ倒壊事故を踏まえて、作業着手前に、請負会社では現場作業に係るリスクの抽出と対策を検討し、それらを所管課と協議した上で「リスクアセスメント実施記録」にまとめ、所内リスクレビュー会議での検討結果も踏まえて施工要領書に反映していることを確認した。特に、重量物の移動に使用するクレーンの使用中及び夜間を含む待機中の自然現象に対する対応については、「クローラータワークレーン作業計画基本方針」にまとめ、潜在するリスクへの対策について、請負会社とコミュニケーションを図りながら検討、承認が行われていることを確認した。さらに、日々の作業前には「安全作業確認書(兼)安全作業指示書」を提出させ、当日の作業内容、作業工程、ホールドポイント、注意事項等の確認を行い、請負会社とのコミュニケーションを図りながら工事が実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、設置者からの施設の運営管理状況の 聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等(3号機 アニュラス空気浄化ファン起動 試験)への立会い等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

(2)検査結果

1) 基本検査結果

① 予防処置の実施状況

他の原子炉施設において、点検長期計画未策定による点検漏れ、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動について、社内標準等に基づき適切に実施されているか確認した。

検査の結果、他発電所で発生した不適合事象等に係る予防処置については、「予防処置 通達」「原子力発電業務要綱」及び「高浜発電所 品質マネジメントシステムに係る予防処置 所達」に、予防処置に関する情報の収集、水平展開及び対策検討等の要否判断、必要な 処置の実施、とった処置の結果の記録及びとった予防処置の有効性のレビュー等の仕組みが 定められていることを同要綱及び同所達により確認した。

なお、平成28年度第 1 回保安検査確認以降の予防処置活動については、以下のとおり 社内標準等に従い実施されていることを確認した。

- (ア)予防処置に関する情報の収集並びに水平展開及び対策検討の要否判断については、「原子力発電業務要綱」の規定に従い、原子力事業本部の取りまとめ箇所である発電グループマネジャーが原則3ヶ月以内に水平展開要否を判断し、予防処置カードを発行するとともにデータベースに登録していることを聴取した。具体的には238件の情報を収集し、24件については水平展開及び対策検討が必要として高浜発電所技術課情報管理専任者に連絡していることを「予防処置カードの周知について」の記録により確認した。
- (イ)必要な処置の実施状況については、発電グループマネジャーから高浜発電所の担当課(室)に24件の対策の指示があり、16件が完了していることを「予防処置の実施状況管理表」等の記録により確認した。また、平成28年度第1回保安検査時に未完了であった47件については、20件が完了し、他の案件については、「1,2号機再稼働までに」「次回定期検査時に」等計画的に処置する予定であることを同記録により確認した。
- (ウ)とった処置の結果の記録については、「高浜発電所 品質マネジメントシステムに係る 予防処置所達」に基づき、個々の予防処置の結果の記録は担当課(室)長が作成 保管し、全体の実施状況管理表については、技術課長が管理していることを「予防処 置の実施状況管理表」等の記録及び聴取により確認した。
- (エ)とった予防処置の有効性レビューについては、「高浜発電所 品質マネジメントシステム に係る予防処置所達」の規定に基づき、品質保証室長が、とった予防処置の有効性 を含め、予防処置の結果を発電所レビュー会議に報告していることを「予防処置の実施状況及びとった予防処置の有効性のレビュー結果の報告について(平成28年度発電所レビュー会議向け)」の記録により確認した。

また、事故報告事例及び保安規定違反(監視含む。)事例に対する予防処置の実施状況についても併せて確認し、以下のとおり機能し実施されていることを確認した。

平成23年3月から平成29年1月の間に確認された事故報告事例28件に対する予防処

置活動ついては、ニューシアの最終報告待ちが3件、水平展開及び対策の検討を不要とした 案件が23件、予防処置を実施した案件が2件であることを「予防処置カード」及び「事故報 告事例に対する予防処置の実施状況」により確認した。平成24年度第3四半期から平成2 8年度第4四半期の間に確認された保安規定違反(監視含む。)案件23件に対する予防 処置活動については、ニューシアの最終報告待ち等が4件、水平展開及び対策の検討を不 要とした案件が16件、予防処置を実施した案件が2件、対策中の案件が1件であることを 「予防処置カード」及び「保安規定違反案件に対する予防処置の実施状況」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

② 区域管理の実施状況

前回の平成27年度第2回保安検査における確認から2年が経過しており、定期的に実施 状況を確認するため、保安規定第105条から109条に定める区域管理状況について、社内標 準等に基づき適切に実施されているか確認した。特に、現在「1・2号機格納容器上部遮蔽設 置工事」において、外周コンクリート壁の切断・撤去作業を実施中であり、切断された外周コンク リートは一部放射化されており、工事現場を一時的な管理区域に設定していることから、当該工 事の区域管理状況を重点的に確認することとした。

検査の結果、管理区域については、壁、柵等の区画物によって区画され、標識を設けることによって他の場所と区別されることを「高浜発電所 放射線管理業務所則」により確認した。「1・2号機格納容器上部遮蔽設置工事」においては、管理区域が柵等の区画物によって区画されているほか、入口に標識が設けられていることを現場にて確認した。

管理区域の設定及び解除については、「高浜発電所 放射線管理業務所則」に基づき実施されており、「1・2号機格納容器上部遮蔽設置工事」においては、外周コンクリート壁を切断・撤去作業する区域が一時的な管理区域に設定されていることを「一時的な管理区域設定指定票(1号機 格納容器外部遮蔽壁外側(1、8工区))」等により確認した。

管理区域内の区域区分については、「高浜発電所 放射線管理業務所則」により、線量 当量率による区分並びに表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度による汚染区分により 区分けされていることを確認した。区域区分の変更にあたっては「高浜発電所 放射線管理業 務所則」に基づき実施されており、「1・2号機格納容器上部遮蔽設置工事」区域の汚染度合 の確認結果より、区域区分の設定変更が実施されていることを「管理区域内区分変更指定票 (1号機格納容器外部遮蔽壁頂部試験施工エリア)」等により確認した。

管理区域への出入管理については、「高浜発電所 放射線管理業務所則」に基づき、立入許可を与えるほか、管理区域出入者に対する遵守事項が「高浜発電所 放射線管理業務所則」に定められ、入所時教育等の保安教育により周知されていることを「1・2号機格納容器上部遮蔽設置工事」関係作業員の「放射線防護教育実施記録」「放射線防護に関する教育・訓練の記録(理解度テスト結果)」等により確認した。また、「1・2号機格納容器上部遮蔽設置工事」区域等の出入管理室を経由しない飛び地管理区域については、「飛び地自動読取出入装置」により、管理区域への出入管理が実施されていることを現場立会いにて確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 外部放射線に係る線量当量率の測定の実施状況

前回の平成27年度第1回保安検査における確認から2年が経過しており、定期的に実施状況を確認するため、保安規定第114条外部放射線に係る線量当量率等の測定及び保安規定第115条放射線計測器類の管理が、社内標準等に基づき適切に実施されているか確認した。

検査の結果、第114条外部放射線に係る線量当量率等の測定については、保安規定に定める測定項目及び測定頻度を遵守するための手順を「高浜発電所 放射線管理業務所則」に定めていることを確認した。具体的な手順としては、管理区域内において測定する項目のうち、外部放射線に係る線量当量率については、日1回(土、日及び祭日等を除く。)管理区域内に設置してあるエリアモニタの測定値を確認し、異常が無いことの確認が行われていることを「RMS 点検記録表」等の記録により確認した。また、同項目のうち、外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質濃度及び表面汚染密度については、全ての項目を週1回測定し、結果を月毎にまとめた後、各原子炉主任技術者の確認を受けていることを「高浜発電所 原子炉施設保安規定に基づく報告について(7月分)」等により確認した。さらに、周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率については、測定頻度を常時とし、連続測定されていることを中央制御室に設置している野外モニタ中央監視盤の表示、チャート紙、野外モニタ測定日報等により確認した。

第115条放射線計測器類の管理については、外部放射線に係る線量当量率の測定に使用するエリアモニタについて、個々の測定器毎に点検項目及び点検頻度を「保全指針」に定め、定期検査時に点検を実施し、その健全性を確認していること及び保安規定に定める数量が確保されていることを「総括報告書 高浜発電所 1号機 放射線監視装置定期点検工事(第3回)」により確認した。また、空気中放射性物質濃度の測定に使用するGM計数装置、表面汚染密度の測定に使用する自動試料交換型スミヤ計数装置及び外部放射線に係る線量当量の測定に使用する線量当量測定装置の管理については、点検頻度等を「高浜発電所 放射線管理業務所則」に定め、GM計数装置及び自動試料交換型スミヤ計数装置については「保全指針」により、線量当量測定装置については「計量器管理システム」にて点検実績が管理されていることを「放射線測定器等計量器管理台帳(平成28年度)」等により確認した。さらに、発電所が所管するモニタポスト等の管理は、点検頻度等を点検計画表等に定め、年1回点検を実施し、その健全性を確認していることを「野外モニタ停止時点検工事(第4回)総括報告書」により確認し、環境モニタリングセンター所管分は、点検頻度等を「環境放射線(能)モニタリング業務所則」に定め、年1回点検を実施し、その健全性を確認していることを「環境放射線(能)モニタリング業務所則」に定め、年1回点検を実施し、その健全性を確認していることを「環境放射線)により確認し、環境モニタリングセンター所管分は、点検頻度等を「環境放射線(能)モニタリング業務所則」に定め、年1回点検を実施し、その健全性を確認していることを「環境放射線測定器類定期修繕工事(平成28年度)総括報告書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④ 保安教育の実施状況

前回の平成27年度第3回保安検査における確認から2年が経過しており、定期的に実施状況を確認するため、保安規定第131条(所員への保安教育)及び保安規定第132条(請負会社従業員への保安教育)が、平成28年度の教育活動結果及び評価結果から抽出された課題等を踏まえて、平成29年度の教育実施計画が策定され、計画に従い適切に実施されているか確認した。

検査の結果、保安規定第131条に基づく所員への保安教育については、平成29年度の保

安教育計画について、年度はじめに「教育・訓練要綱」に従い、教育の実施主体である各課(室)が昨年度の課題を踏まえて平成29年度保安教育計画を策定し、原子力発電安全運営委員会の審議、原子炉主任技術者の確認を経て、高浜発電所長の承認を得ていることを「第632回高浜発電所原子力発電安全運営委員会議事録」及び「平成29年度高浜発電所保安教育実施計画の策定について」により確認した。また、平成28年度保安教育実績については、各課(室)が行った教育・訓練結果を所長室が取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を経て、高浜発電所長に報告していることを「平成28年度高浜発電所保安教育実施結果の報告について」及び「保安教育実施結果(受講実績)報告書」により確認した。

また、平成28年度保安教育において、活動結果及び評価結果から教育教材に対する改善事項が抽出され、平成29年度の教育教材に反映されていることを「平成28年度 高浜発電所保安教育実施結果の報告について」及び「内部溢水に係る保安教育資料の改定(2次改定)について」により確認した。

所員への保安教育に係る具体的な教育内容の見直し頻度については、「教育・訓練要綱」及び「高浜発電所 保安教育内容(テキスト)の見直し頻度の制定について」によって「年1回および法令改正時などの必要の都度」と定められ、教育内容の見直しが行われていることを「高浜発電所 保安教育内容(テキスト)の確認および提出依頼について」及び「保安教育内容(テキスト)確認表」により確認した。

保安規定第132条に基づく請負会社従業員への保安教育については、平成28年度保安教育実績及び平成29年度の保安教育計画について、年度はじめに「教育・訓練要綱」に基づき策定され、原子炉主任技術者の確認を経て、高浜発電所長の承認を得ていることを「平成28年度高浜発電所保安教育実施実績(請負会社)報告および平成29年度高浜発電所保安教育実施計画(請負会社)の策定について」により確認した。

また、設置者は、請負会社従業員への保安教育について、教育現場への立会いにより実施状況を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行っていることを「請負会社保安教育立会確認報告書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

⑤ 現場工事管理の実施状況

高浜1、2号機では、新規制基準対応に関する大型工事が引き続き行われており、従来の改造工事と異なるリスクの高い工事が実施されていることから、発電所で実施している現場工事(「1・2号機 格納容器上部遮蔽設置工事のうち建物工事」「1号機 バーナブルポイズン保管用ラック他廃棄物処理工事」及び「1・2号機 特重施設設置に伴う予備変圧器エリア基礎構築工事」)の施工管理及び安全管理が、調達要求事項に従い、調達先とのコミュニケーションを図りながら適切に実施されているか確認した。

検査の結果、土木建築課が所管する「1・2号機 格納容器上部遮蔽設置工事のうち建物工事」の施工管理及び安全管理については、「高浜発電所 土木建築業務所則」「高浜発電所 保修業務所則」「原子力発電所 請負工事一般仕様書」「高浜発電所 労働安全衛生管理所達」等により、調達要求事項に従った「作業計画書」「施工要領書」「安全衛生管理計画書」等を請負会社から提出させ、現場の施工管理及び安全管理を実施していることを確認した。また、

作業着手前に、設置者より、工事目的、工事内容、作業工程等の工事説明会を開催するとともに、請負会社では現場作業に係るリスクの抽出と対策を検討し、それらを所管課と協議した上で「リスクアセスメント実施記録」にまとめ、所内リスクレビュー会議での検討結果を踏まえて施工要領書に反映していることを確認した。特に、2号機クレーンジブ倒壊事故を踏まえて重量物の移動に使用するクレーンの使用中及び夜間を含む待機中の自然現象に対する対応を「クローラータワークレーン作業計画基本方針」にまとめ、その対策について請負会社とのコミュニケーションを図りながら検討を行い、同施工要領書に反映し、その要領書に従い実施していることを「安全作業確認書(兼)安全作業指示書」等により確認した。具体的には、クレーン作業中は、自然環境が悪化する情報を入手した場合には、請負会社事務室に注意喚起を促す表示を掲示し、作業に従事する工事関係者、所管課への情報共有を行うとともに作業を中断する体制が構築されていることを「施工要領書 頂部ワイヤーソー切断作業」等により確認した。日々の現場工事管理については、月間工程表及び週間工程表にて作業計画及び実績を確認するとともに、作業前に安全作業指示書を提出させ、当日の作業内容、作業工程、ホールドポイント、注意事項等の確認を行い、請負会社とのコミュニケーションを図っていることを「安全作業確認書(兼)安全作業指示書」及び「安全パトロール実施記録」により確認した。

機械工事グループが所管する「1号機 バーナブルポイズン保管用ラック他廃棄物処理工事」の施工管理及び安全管理については、作業着手前に、請負会社にて作業に係るリスクの抽出と対策を検討し、所管課との検討を踏まえて、同工事のリスクである「作業時の環境線量の上昇、身体汚染に対する処置」等を発電所リスクレビュー会議に付議し、審議を行っていることを「H29.6.21高浜発電所 リスクレビュー会議 議事メモ」等により確認した。これらの対策が作業実施要領書に反映され、その手順に従い作業が実施されていることを「安全作業確認書(兼)安全作業指示書」等により確認した。

土木建築グループが担当所掌する「1・2号機 特重施設設置に伴う予備変圧器エリア基礎構築工事」の施工管理及び安全管理については、作業着手前に、作業エリア近傍に特高開閉所が設置されていることから、請負会社にて作業に係るリスクの抽出と対策を検討し、所管課との検討を踏まえて、「重機使用作業電気事故防止チェック表」を作成し、それらを作業計画書に反映させ作業を実施していることを「安全作業確認書(兼)安全作業指示書」により確認した。また、作業現場で実施しているミーティングに立会い、同指示書の内容が打ち合わせされていることを現場確認した。

また、請負会社と設置者及び2,3次請負会社とのコミュニケーションの実施状況を確認するため、請負会社の現場代理人、安全管理責任者、作業責任者等に対し、インタビューを実施した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

- 2)その他 なし
- (3)違反事項 なし

5. 特記事項 なし

(別添1:1/2)

保安検査日程

月	日	号 機	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)	9月1日(金)	9月2日(土)	9月3日(日)
午	前	(1, 2, 3, 4号)	●初回会議 ●運転管理状況の聴取 及び記録確認 ●中央制御室の巡視	●検査前会議●運転管理状況の聴取及び記録確認●中央制御室の巡視◎予防処置の実施状況	検査前会議運転管理状況の聴取及び記録確認中央制御室の巡視○区域管理の実施状況	検査前会議運転管理状況の聴取及び記録確認中央制御室の巡視○区域管理の実施状況	検査前会議運転管理状況の聴取及び記録確認中央制御室の巡視○外部放射線に係る線量当量率等の測定の実施状況	●中央制御室等 の巡視(休日)	
午	後	(1, 2, 3, 4号)	<u></u> ◎予防処置の実施状況	<u>○</u> ②予防処置の実施状況	○区域管理の実施状況	○外部放射線に係る線 量当量率等の測定の 実施状況	○外部放射線に係る線 量当量率等の測定の 実施状況		
				●チーム会議 ●まとめ会議	チーム会議●まとめ会議	チーム会議●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議		
	·務 間外	(1, 2, 3, 4号)				●中央制御室の巡視 (定時後)			

^{○:} 検査項目 ◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 □: その他として検査した項目 ●: 会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

月	日	号 機	9月4日(月)	9月5日(火)	9月6日(水)	9月7日(木)	9月8日(金)
午	前	(1, 2, 3, 4号)	●検査前会議●運転管理状況の聴取及び記録確認●中央制御室の巡視○保安教育の実施状況	●検査前会議 ●定例試験立会い (3号機アニュラス空気 浄化ファン起動試験) ●中央制御室の巡視	●検査前会議●運転管理状況の聴取及び記録確認●中央制御室の巡視⑥予防処置の実施状況	●検査前会議●運転管理状況の聴取及び記録確認●中央制御室の巡視◇現場工事管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の現場 巡視 (1号機原子炉格納容器、3号機原子炉補助建屋)
午	後	(1, 2, 3, 4号)	○保安教育の実施状況●チーム会議●まとめ会議	●運転管理状況の聴取 及び記録確認 ○区域管理の実施状況 ○保安教育の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議	◇現場工事管理の実施 状況(請負会社社員インタビュー含む) ●チーム会議 ●まとめ会議	◇現場工事管理の実施 状況(請負会社社員インタビュー含む) ●チーム会議 ●まとめ会議	チーム会議まとめ会議最終会議
	 Ⅰ務 間外	(1, 2, 3, 4号)					

○: 検査項目 ◎: 保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇: 抜き打ち検査項目 □: その他として検査した項目 ●: 会議/記録確認/巡視等